

令和2年3月

お客様各位

伊万里信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 及び「民法改正」を踏まえた各種規定等の改定のお知らせ

平素は、伊万里信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、平成30年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び令和2年4月に施行される「民法改正」を踏まえ、令和2年4月1日（水）より下記のとおり各種規定を改定いたします。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様も適用されますので、予めご了承ください。

記

● 主な改正内容

- (1)マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドラインの内容を踏まえた改定
- (2)預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化
- (3)各種規定変更時の周知方法の明確化
- (4)定期預金の満期日前解約の制限の明確化

● 対象規定

- ・流動性預金等規定集
- ・定期性預金等規定集
- ・しんきんネットキャッシュサービス規定
- ・しんきんネットキャッシュサービス規定（法人カード）

● 改定日

令和2年4月1日（水）

以 上